明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一　氏名及び生年月日
二　（略）
三　個人番号又は基礎年金番号

2　法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一　氏名及び生年月日
二　（略）
三　個人番号又は基礎年金番号
四　（略）
五　配偶者の個人番号又は基礎年金番号

（届出の報告）

第九条　（略）

2・3　（略）

4　第二項の場合において、事業主等は、受理した届書（氏名の変更に係る届書を除く。）又は光ディスクに添えられた国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類によつて当該届書の記載内容又は当該光ディスクの記録内容を確認し、かつ、返付することをもつて、同項の規定にかかわらず、当該国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出に代えることができる。

（国民年金手帳の再交付の申請）

第十一条　被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金手帳を破り、汚し、若しくは失つたとき又は国民年金手帳に記載された氏名に変更があるときは、国民年金手帳の再交付を機構に申請することができる。

2　前項の申請をするには、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　氏名（国民年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、性別、生年月日及び住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三　国民年金手帳を破り、汚し、又は失つた者にあつては、その事由

3　前項の申請書（国民年金手帳を失つたことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、国民年金手帳を添えなければならない。

（裁定の請求）

第十六条　法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）
二　個人番号又は基礎年金番号

一　氏名
二　（略）
三　基礎年金番号

2　法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名
二　（略）
三　基礎年金番号
四　（略）
五　配偶者の基礎年金番号

（届出の報告）

第九条　（略）

2・3　（略）

4　第二項の場合において、事業主等は、受理した届書（氏名の変更に係る届書を除く。）又は光ディスクに添えられた国民年金手帳によつて当該届書の記載内容又は当該光ディスクの記録内容を確認し、かつ、返付することをもつて、同項の規定にかかわらず、当該国民年金手帳の提出に代えることができる。

（国民年金手帳の再交付の申請）

第十一条　被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金手帳を破り、汚し、又は失つたときは、国民年金手帳の再交付を機構に申請することができる。

2　前項の申請をするには、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。この場合において、破り、又は汚した国民年金手帳を当該申請書に添えなければならない。

一　氏名、性別、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　破り、汚し、又は失つた事由
（新設）

（裁定の請求）

第十六条　法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）
二　基礎年金番号